

公益財団法人広島平和文化センター 令和3年度上期  
多文化共生・国際交流補助金交付事業  
募集のご案内

リニューアルして  
多文化共生事業を  
追加しました!!

令和3年(2021年)1月15日  
公益財団法人広島平和文化センター

広島市内で多文化共生及び国際交流・協力に関する活動を行う団体を育成・振興するため、広島市内や外国で行われる多文化共生及び国際交流・協力に関する事業に補助金を交付します。

市民の皆さんの自主的で活発な多文化共生活動及び国際交流・協力活動は、広島市の国際化の原動力そのものです。当センターでは、選考委員会による審査を行い、次の額を限度に交付します。

対象団体	補助金交付限度額	
活動実績が1年以上の団体	市内事業	10万円
	国外事業	30万円

※補助金用予算の範囲内で交付するため、交付決定金額が補助金交付限度額を下回る場合があります。

**申請期間 令和3年1月15日(金)～令和3年2月15日(月)《必着》**

※「補助金交付申請書」はホームページからダウンロードできます。

<http://h-ircd.jp> ⇒ 国際交流・協力課からのお知らせ ⇒  
令和3年度上期多文化共生・国際交流補助金交付事業を募集します

【お問い合わせ・お申し込み先】

公益財団法人広島平和文化センター 国際部国際交流・協力課  
〒730-0811 広島市中区中島町1番5号 広島国際会議場3階  
TEL:082-242-8879 FAX:082-242-7452  
E-mail:internat@pcf.city.hiroshima.jp

まずは、お気軽に  
ご相談ください。



## 1 補助金の種類及び事業区分

対象団体	事業区分	
活動実績1年以上の団体	市内事業	広島市内で行う多文化共生、国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業
	国外事業	外国で行う国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業

※ 市内事業、国外事業を重複して申請はできません。

## 2 補助対象事業

次の全ての項目に該当する事業とします。

- (1) 広島市内又は外国において行う、国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業であること。又は、広島市内において行う、在住外国人への支援に寄与する日本語学習、居住支援、防災支援等、多文化共生のための事業であること。ただし、主たる活動内容が、文化・芸術・スポーツ振興等（各種展示会、交流試合等）の事業であるものを除く。
- (2) 申請の資格を有する団体が企画し主催する事業で、団体の正式な機関決定に基づくものであること。
- (3) 非営利の事業であること。
- (4) 特定の宗教・政党に偏っていない事業であること。
- (5) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に行う事業であること。
- (6) 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人から、同種の助成金の交付を受けていない事業であること。
- (7) 講演会、シンポジウムその他これに類する事業にあつては、新規事業の掘り起こし若しくは新規事業の担い手育成につながるものであること。
- (8) 国際交流の推進を目的とする事業にあつては、前記(7)に規定する事業を除き、人的交流を伴う事業であること。
- (9) 国外で行う事業の場合は、国外への派遣者が2人以上であること。
- (10) 広島市内で行う事業の場合、団体の構成員だけでなく、一般の広島市民も参加できる事業であること。

## 3 補助対象団体

次の全ての項目に該当する団体とします。

- (1) 主たる活動の場が広島市内であること。
- (2) 構成員の5割以上が広島市民又は広島市内に通勤若しくは通学していること。
- (3) 目的、組織、事務所、代表者、役員、会計など団体の運営に必要な事項についての定めがあること。
- (4) 同一年度内に当補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人（以下「出資法人」という。）でないこと。
- (6) 非営利の団体であること。
- (7) 1年以上の活動実績を有している団体であること（令和3年2月15日現在）。
- (8) 交付申請年度直前の3か年度に補助金の交付を3回受けている団体でないこと。
- (9) 交付回数の算定に当たっては、団体の名称の如何を問わず、同一性を有する団体と認められる場合は、同一団体への交付回数として算定する。

#### 4 補助対象経費及び補助金の額

次の額を限度に予算の範囲内で選考委員会の審査を経て決定します。

区 分	補助対象経費及び補助金の額	
市内事業	多文化共生活動、国際交流・協力活動に必要と認める経費(注)の2分の1に相当する額	限度額 <b>10万円</b>
国外事業		限度額 <b>30万円</b>

注:「多文化共生活動、国際交流・協力活動に必要と認める経費」について

区 分	支 出 科 目
認められる経費	多文化共生活動、国際交流・協力活動に必要と認められる ・広島市と目的地の間の交通費（国外事業）（団体の構成員かつ広島市に住民票を有する者のみ対象） ・講師の交通費（高額なタクシーやハイヤーを利用する場合などは、補助対象外になる場合があります。） ・報償費、会場借上料、附属設備の使用料 ・文房具等の消耗品費 ・広報チラシ制作や会場設営等の委託料 ・切手等の郵送料 等
認められない経費	・市内事業の交通費（講師の交通費を除く） ・観光、視察、博物館、美術館等の見学を目的とする交通費 ・個人的利益に還元されるテキスト等の購入費 ・食糧費、宿泊費、贈与物資購入費、入場料、保険料 等

#### 5 申請

申請期間内に、所定の「補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、当センターへ郵送又は持参してください。

※ 申請を希望する団体は、遅くとも締切日の10日前までに、必ず御相談ください。

締切日直前に申請され、記述内容の不備や添付書類の不足等により申請が締切日に間に合わない場合は、申請を受理できない場合がありますので御注意ください。

#### 6 個別相談

補助金制度や申請書類の作成方法等の相談について、個別に対応いたします。

#### 7 交付の決定及び通知

補助金の交付は、予算の範囲内で選考委員会の審査を経て決定しますので、補助対象事業に採択されない場合や、交付金額が減額される場合があります。審査結果及び交付金額は文書で通知します。（3月初旬を予定しています。）

#### 8 補助金の交付

交付決定の通知を受けた団体は、速やかに所定の「請書」を提出してください。補助金は、請書の提出を受けた後、事業実施の前日までに銀行口座に振り込みます。ただし、所定の手続が完了していない場合等は事業実施の開始日以降の交付となります。

## 9 計画変更の承認等

- (1) 補助金交付決定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく所定の「事業計画変更承認申請書」に必要な書類を添えて当センターに申請し、事業実施前に必ず承認を受けてください。
  - ① 補助事業に要する**予算を変更**しようとするとき。
  - ② 補助事業の**内容を変更**しようとするとき。
  - ③ 補助事業を**中止し、又は廃止**しようとするとき。
- (2) 補助金交付決定通知を受けた後、又は請書を提出した後、国、地方公共団体又はそれらの出資法人から、同種の助成金の交付決定通知を受けた場合は、直ちに文書により当センターに届け出てください。
- (3) 補助金の交付を受けた団体で、事業が予定の期間内に完了しないとき、遂行が困難になったとき、又は前記「2 補助対象事業」及び「3 補助対象団体」の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく当センターに報告し、その指示を受けてください。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。取り消し、又は変更した場合、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

## 10 事業実績報告

補助金の交付を受けた団体は、事業を完了した日から30日以内に所定の「実績報告書」に必要な書類を添えて、当センターに提出してください。また、事業の報告の場を設ける場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

## 11 交付決定の取り消し及び補助金の返還

補助金交付の決定後、次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。その際、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付した補助金については返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業計画書の内容と事実が著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき。
- (3) 補助金交付決定に付した条件などに違反したとき。
- (4) 予算総額に対する決算の執行率が8割未満になったとき。
- (5) 補助金額に対し2割以上の剰余金が生じたとき。
- (6) 前記「9 計画変更の承認等」の(3)に該当するとき。